

毎週火、金曜日発行（但休日と当る日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 換地計画の認可
土地改良区の定款変更の認可

◇雑報 定期種畜検査の実施
地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

告示

鳥取県告示第百七十九号

米子市富益町北口土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項の規定により、昭和三十八年四月十六日認可したから、同条第八項の規定により告示する。
昭和三十八年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、北条砂丘土地改良区の定款変更を昭和三十八年四月十七日認可した。
昭和三十八年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、佐野川土地改良区の定款変更を昭和三十八年四月十七日認可した。
昭和三十八年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十

地方公務員共済組合法第5条第9項の規定に基づき、
地方職員共済組合定款の一部を変更する定款を公告する。

昭和38年4月11日

地方職員共済組合理事長

萩 田 保

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第17条第4項中「[委員の過半数]と」の下に、「前条

第2項中「理事長」とあるのは「支部長」とを加える。

第22条第2号に次のように加える。

ト 有明海自動車航送船組合

第25条第1項中「家族療養費附加金」の下に「及び災

害見舞金附加金」を加える。

第26条の次に次の1条を加える。

(災害見舞金附加金)

第26条の2 災害見舞金附加金は、法第73条の規定に基

づき災害見舞金を支給する場合に支給する。

2 災害見舞金附加金の額は、災害見舞金の額の100分の40に相当する額とする。

附 則

1 この定款は、昭和38年4月1日から施行する。

2 この定款による変更後の定款第22条第2号トの規定は、昭和37年12月1日から適用する。

3 この定款による変更後の定款第26条の2の規定は、昭和38年4月1日以後に発生した非常災害により組合員がその住居又は家財に損害を受けた場合について適用する。

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和38年度における本組合の事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和38年4月11日

地方職員共済組合理事長

萩 田 保

00488

昭和38年4月19日 金曜日 郵政省 公報 第3420号

（内閣府）

4

昭和38年度事業計画及び予算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

都道府県 46 支部の数 47

一部事務組合 7 所属所の数 8,180

計 53

2 組合員数、給料(俸給)額及び被扶養者数(年度末)

	一	般	知事	短期	船員		計
					一般	継続	
組合員数	299,483	45	3	993	3	300,527	人
給料額	8,034,527	4,950	305	22,612	96	8,062,490	千円
(1人当たり)給料額						26,928	円
被扶養者数	577,669	111	—	2,010	11	579,801	人
(1人当たり)扶養者数						1.93	人

3 組合職員の数

整理単位	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	154	5	137	850	24	53	295	1,516

(注) 業務経理には、常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健各経理の負担率及び掛金率 (千分率)

組 合 員 別	負担率		掛 金 率		備 考
	短期	長期	短期	長期	
一 般	31.355.0	1.731.344.0	1.7	1.7	長期経理負担金については、追加費用分として7,000を別に受け入れる。
知 事	31.369.0	1.731.355.0	1.7	1.7	
短 期	31.3	1.731.3	—	1.7	
船員一般	51.355.0	1.721.344.0	1.7	1.7	
船員継続	31.355.0	1.731.344.0	1.7	1.7	

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

医療費について地域差の徹脱、結核治療指針の改正等により概ね13.2%の増を見込むとともに、災害見舞金附加金(法定給付の40%)を新設する。

(2) 長期経理

資金量の増加に伴い、福祉施設資金として2,048百

00489

昭和38年4月19日 金曜日 郵政省 公報 第3420号

（内閣府）

00490

万円貸付経理資金として5,109百万円（組合員1人当たり17,000円）、地方債又は公営企業債取得のため、3,394千円その他を見込む。

(3) 業務経理

事務に要する費用として、国家公務員である組合員及び組合職員である組合員については1人当たり年額100円、地方公務員である組合員については1人当たり年額290円を見込み、また、本部の事務に要する費用として組合員1人当たり135円（定款の規定による額の90%額）を見込んだ。

(4) 保健経理

保健事業として都道府県庁対抗球技大会（プロック大会、全国大会）海の家、山の家の設置、レクリエーション行事等を実施する。

(5) 医療経理

医療施設として病院1、片内診療所18、及び結核病棟11を設置、経営する。

(6) 宿泊施設

宿泊所及び保養として経営するものは、年度末では67施設（うち8施設は本年度開所）となる。なお、既設分のうち岩手ほか11の施設については大規模な増、改築又は移築を計画している。

(7) 貯金経理

貯金施設を設ける支部は秋田ほか14支部（千葉、本年度新設）であり、年度末貯金総額は2,002百万円、件数104千件となる見込みである。

(8) 貸付経理

貸付施設は、山形及び東京を除く45支部が設置している。

住宅貸付について、貸付金額の限度25万円を50万円に引き上げ、償還年限最高8年以内を15年以内に延長する。貸付金総額は5,339百万円となる見込みである。

(9) 物資経理

物資施設は、宮城ほか13支部が設置しており、事業種目として食堂、理容施設、洗濯施設、物品販売、

物資購入斜旋等を実施している。

6 各経理単位別の本年度収支見込みの概況は、別表の

(別表)

(単位千円)

とおりである。

科目	経理単位	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(収)	入)									
負担金	掛金	5,896,694	10,493,789	82,923	320,124					
施設収入、	患者収入				1,227	236,290	812,367			109,800
商品販	売益									91,487
他の経理より	繰入			40,134		4,172	70,222			
その他の収入		221,133	1,322,143	1,766	13,315	3,819	73,667	136,718	261,000	11,644
計		6,117,829	11,815,932	124,823	333,666	244,281	956,256	136,718	261,000	212,951
(支	出)									
役員	給与			57,357	4,677	67,485	241,658	9,184	15,823	88,073
薬品、	医療材料、飲食材料					78,714	347,484			57,120
支払	利息					5,215	78,024	120,649	217,584	16,913
他の経理の繰入金			40,134		74,394					
給	付	5,766,531	1,553,813							

00491

その他の支出	20	66,326	157,224	85,410	263,200	5,738	27,593	52,823
計	5,766,551	1,573,947	123,685	216,292	236,824	930,366	135,571	261,000
差引当期損益	351,278	10,241,985	1,438	117,374	7,457	25,890	1,147	0

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。）を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

